

別表1 対象サービス種別、基準単価等

対象サービス種別(※1)		基準単価	単位		
訪問系	1	訪問介護事業所	7,000円	車両台数	※2
	2	訪問入浴介護事業所	7,000円	車両台数	※2
	3	訪問看護事業所	7,000円	車両台数	※2
	4	訪問リハビリテーション事業所	7,000円	車両台数	※2
	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000円	車両台数	※2
	6	夜間対応型訪問介護事業所	7,000円	車両台数	※2
	7	居宅療養管理指導事業所	7,000円	車両台数	※2
	8	居宅介護支援事業所	7,000円	車両台数	※2
	「令和7年度宮城県障害福祉施設(訪問・相談・障害児(通所))原油価格・物価高騰対策事業補助金」別表第1に記載の「訪問系の障害福祉サービス事業所」及び「相談系の障害福祉サービス事業所」		7,000円	車両台数	※2
基準日	令和7年5月1日 ただし、令和7年5月2日以降に指定等を受けた施設等の場合は令和7年6月1日、令和7年6月2日以降に指定等を受けた施設等の場合は令和7年7月1日とする。				
調整率	令和7年4月1日以前から運営(休止期間がある場合を除く)・・・調整率1 令和7年4月2日から5月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が11か月・・・調整率11/12 令和7年5月2日から6月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が10か月・・・調整率10/12(5/6) 令和7年6月2日から7月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が9か月・・・調整率9/12(3/4) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が8か月・・・調整率8/12(2/3) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が7か月・・・調整率7/12 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が6か月・・・調整率6/12(1/2) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が5か月・・・調整率5/12 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が4か月・・・調整率4/12(1/3) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が3か月・・・調整率3/12(1/4) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が2か月・・・調整率2/12(1/6) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が1か月・・・調整率1/12 ※休止期間は、休止の届出があった期間(予定を含む)を指すものとし、稼働月数の算出にあたっては歴月で1か月未満を切り捨てて算出するものとする。 例:令和7年4月1日以前から運営している施設等が令和7年5月20日から令和7年8月10日まで休止(8月11日から再開)した場合→稼働月数は4月と9月から3月までの8か月とする。				
対象経費	○訪問系 利用者宅の訪問等に使用する車両に係る燃油等購入費				
助成額	基準単価に基準日時点の単位及び調整率を乗じた額 なお、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。				

※1 事業所・施設等について、令和7年7月1日時点かつ令和8年3月31日時点で指定等を受けている者であり、また、

- ・医療系サービスのみなし指定事業所は対象とする。
- ・市町村及び市町村を構成員とする団体が運営する(指定管理含む)施設は対象外とする。
- ・基準該当事業所(介護保険事業所番号が048から始まる事業所)は対象外とする。
- ・介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は、居宅介護支援事業所と同じものとして取り扱う。
- ・介護報酬の請求実績がない事業所は対象外とする。

※2 対象となる車両は、利用者宅の訪問等に使用する車両とし、会社及び職員所有の車両のほか借上げ車両を含むが、一般旅客運送事業の許可車両を含まない。

なお、職員が所有する車両(職員が借り上げた車両を含む)を業務に使用している場合は、職員に対してガソリン及び軽油代を旅費や手当等として支給していることを要件とし、時給や基本給に含んでいる場合は対象外とする。また、直接処遇職員の常勤換算の職員数(小数点第一位四捨五入(ただし1人に満たない場合は1人に切り上げ))を台数の上限とする。(医療系サービスのみなし指定事業所については、別紙3「常勤換算表」により人数を計算するものとする。)

別表2 要綱第5(2)の取扱い

返還額	<p>第5(2)における返還すべき額は、下記のとおりとし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。なお交付申請の時点で、あらかじめ、休止が明らかかな場合は、実際の稼働月数に応じた助成額を算出し交付申請すること。</p> <p>○廃止(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに廃止)の場合 全額返還とする。</p> <p>○休止の場合 返還前の助成額から、実際の稼働月数に応じた別表1の「調整率」を用いて算出された助成額を差し引いた額 例:休止の予定の無かった施設が、令和8年2月10日から令和8年3月10日まで休止することとなった場合 返還前の助成額:7,000円×3台=21,000円 実際の稼働月数に応じた助成額:7,000円×3台×調整率10/12=17,500円 →返還額:21,000円-17,500円=3,500円</p>
-----	--